

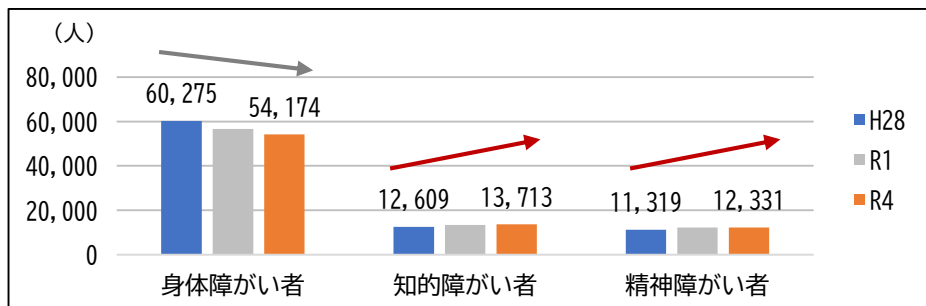
# 青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）の概要

## 1 計画の概要

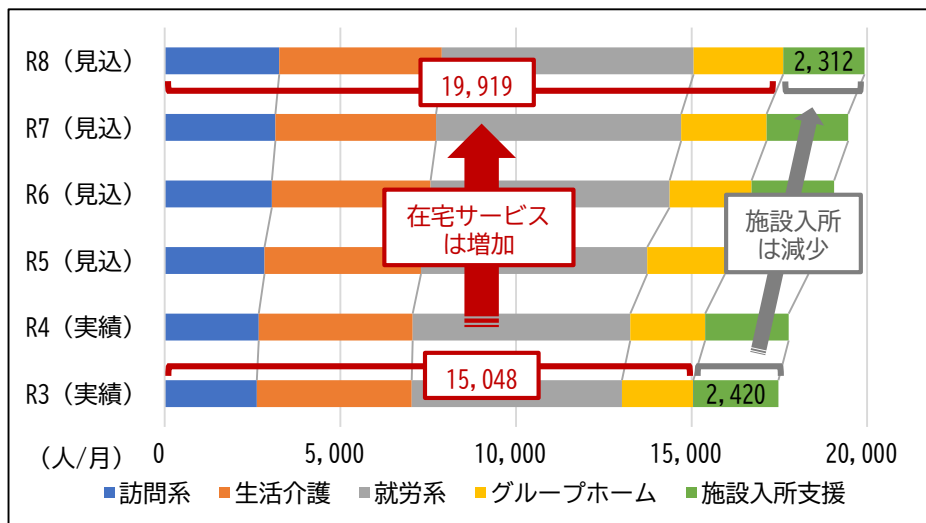
- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体のものとして策定するもの
- 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保が図られることを目的として策定
- 第4次青森県障害者計画の施策の柱のひとつである「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画
- 計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）

## 2 現状と今後の見込

### ① 障がい者の数（障がい者手帳交付数）



### ② 主な障害福祉サービスの利用量の見込み



## 3 主な課題

- 障がい者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズに応じたサービス提供体制の確保が必要
- 地域生活への移行推進に向け、居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの活用促進が必要
- 就労系事業所等から一般就労への移行や定着に向け雇用施策関係機関との連携強化が必要
- 障がい児及びその家族に対し、障がいの早期発見・早期支援のため、地域で支援を受けられるよう、地域支援体制の強化が必要
- 相談支援専門員等の専門的人材の育成等による相談支援体制の充実が必要

## 4 進行管理と評価

- 成果目標、活動指標等について、毎年度実績を調査し、障がい者施策の動向を踏まえながら分析・評価。
- 「青森県障害者施策推進協議会」において、計画の推進に向けた意見を伺うなど、市町村、事業者、関係団体等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図る。

# 青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）の体系図

## 基本理念

住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす  
 （第4次青森県障害者計画と同様）

## 基本的目標

## 主な成果目標 [令和8年度]

## 主な推進方策

### 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備
  - ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築
- 6圏域で整備

- ・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・施設入所者の地域生活移行者数の増加 143人以上
- ・施設入所者数の削減 63人以上

- ・グループホーム整備推進等による居住の場の確保
- ・地域生活移行、定着を支援するサービスの活用促進
- ・障がい者の地域生活に係る県民の理解促進

### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・長期入院患者数 1,622人以下
- ・早期退院率（入院後1年時点） 91.0%以上
- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上

- ・病院従事者等を対象とした地域移行に係る研修の実施
- ・保健、医療、福祉関係者の連携による退院支援
- ・症状の再発、重度化防止のための適切な通院、訪問看護等の利用促進

### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設から一般就労への移行者数 184人以上
- ・就労定着支援事業の利用者数 24人以上

- ・就労移行支援事業所における就労実績の向上
- ・障がい者雇用に対する理解促進
- ・障害者就業・生活支援センターにおける自立支援
- ・就労定着支援事業の活用促進

### 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置
  - ・インクルージョン推進体制の構築
  - ・医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 市町村又は圏域

- ・事業所職員に対する研修の実施
- ・児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児等の支援体制の強化

### 障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進

- ・サービスの質の向上を図るための体制を構築

- ・相談支援専門員等の計画的な養成
- ・事業者等への指導の適正な実施及び関係市町村との結果共有

障害者支援施設及び精神病床からの地域生活への移行の推進

障がい者が自立し安心して生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進

障がい児等が地域で必要な支援を受けられる体制の強化

障がい児者が安心して生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の育成